

指名停止措置情報								
法人名	法人番号	住所	指名停止期間				該当事項	指名停止理由
南山開発（株）	8360001001672	沖縄県那覇市小禄 1－1 2－2 9	R8.7.17	～	R8.11.16	4ヶ月	指名停止等措置要領 別表第 2 第 1 3 号 （建設業法違反）	令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。 また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。 このことが建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 2 4 日に沖縄県知事より 3 0 日間の営業停止処分を受けたため。
（株）佐藤工務店	4240001038078	広島県尾道市高須町 3 7 3 3－1	R8.8.4	～	R8.12.3	4ヶ月	指名停止等措置要領 別表第2第10号 （公契約関係競売等妨害又は談合）	広島県尾道市上下水道局が発注した工事 2 件の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、広島地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたため。